

議題（２）新たな収入確保の検討について

＜新たな収入に関する検討の視点＞

市民生活に根付きつつあるオレンジゆずるバスの運行内容をできる限り変更することなく、市民サービスを維持しながら持続的な本格運行を実現するためには、運行収支の改善に寄与する“新たな収入”の確保に関する取り組みについても検討することが必要である。また、あわせて、利用促進の継続による利用者数の確保も検討することが必要である。

例えば、

- 市民や企業からのサポーター・協賛金制度の導入

など

1. 利用促進に関わる取り組み

(1) これまでの取り組み

オレンジゆずるバスの周知徹底、利用しやすいオレンジゆずるバスの実現を図るため、ハード整備、ソフト施策の両面から利用促進の取り組みを進めている。(詳細については、参考資料(5)参照)

表 取り組み一覧

種別	No.	項目
(1) ハード整備による 利用促進	①	主要施設における方面別時刻表の掲示
	②	箕面駅前におけるバス案内板の設置
	③	バス車体におけるルート情報の表示
(2) ソフト施策による 利用促進	①	情報誌の発行
	②	ポケット時刻表の配布
	③	箕面まつりへの参加
	④	絵画募集の実施
	⑤	サポーター店の発掘

(2) 今後の取り組み

より多くの方にオレンジゆずるバスが地域に根ざした公共交通手段となるため、以下のようなハード施策(①、②)とソフト施策(③、④、⑤、⑥、⑦)の利用促進を進めていく。

① 主要施設における方面別時刻表の掲示(継続実施)

市役所をはじめとする主要施設への来訪者に対して、目的に応じたオレンジゆずるバスの利用が容易となるように、主要な目的地への移動方法を案内した時刻表を掲示する。

② オレンジゆずるバスの車内装飾

オレンジゆずるバス車内を地域情報とバス情報を提供する空間としていくことに加えて、利用者に移動時間を楽しんでもらえるような車内装飾を進めていく。

③ 情報誌の発行(継続実施)

オレンジゆずるバスの利用促進を図るため、幅広い情報発信を行うため、ばすいく、ばすたび通信をはじめとする情報誌の発行を進めていく。

④ 住民向け時刻表の作成

オレンジゆずるバスをふだん利用していない方の利用を促進するため、最寄りのバス停から主要な目的地への移動方法を案内した時刻表を地域別に作成する。

⑤ 応募絵画の展示

夏休みに実施した絵画募集で寄せられた絵画について、以下の日程で展示する。また、バス車内での展示も検討する。

- 9/24～10/8：みのお市民活動センター
- 10/9～10/22：箕面市役所正面玄関ロビー

⑥ サポーター店の発掘(継続実施)

オレンジゆずるバスサポーター店を発掘し、ポケット時刻表、ばすいく等の配布やバスマップや時刻表の掲示協力による情報発信を進めていく。また、バスサポーター店と連携したサービス提供(割引制度等)を検討する。

⑦ 乗り方教室の実施

小学校などのモデル校を決定し、実際のオレンジゆずるバスを使った安全教育、乗り方教室の実施を検討する。

2. 市民や企業からのサポーター・協賛金制度について

行政からの支援だけでなく、住民や企業からのサポーター・協賛金制度を導入している主な運行事例は以下のとおりである。

① 醍醐コミュニティバス（京都府京都市）

地域の施設・組織からパートナーズを募集することで、運賃収入だけではカバーできない運行経費を補っている。

パートナーズの最大月額負担額は 24,000 円であり、バス停の副名称に店舗名をつけたり、時刻表に広告を掲載できるなどの特典がある。なお、2012 年 3 月現在で 44 施設・組織がパートナーズとなっている。

② 長沢ミニバス（兵庫県淡路市）

丘陵上に位置する集落である長沢地区から市街地を結ぶ唯一の公共交通手段として、地域主導のコミュニティバスを運行している。長沢地区の住民（100 世帯）は、利用の有無にかかわらず、1 世帯あたり年間 1 万円を負担することで運行支援を行っている。

③ 山ゆり号（神奈川県川崎市）

川崎市では、地域拠点（百合ヶ丘駅）と住宅地（高石・西生田地区）を結ぶコミュニティバス（山ゆり号）の運行開始に伴い、サポーター登録制度を導入した。年間登録料を 6,000 円とし、発行するサポーター登録証を提示すると割引料金で利用できる仕組みとしている。

なお、平成 22 年 6 月～8 月までの実証期間中に、215 名の登録があり、サポーター登録料が運行収入の約 16%を占める結果となった。

★ 登録制度の実施例（コミュニティバス「山ゆり号」サポーター登録の申し込み方法について）

【保存版】

《コミュニティバス「山ゆり号」サポーター登録の申し込み方法》

★登録希望者★



【サポーター登録制度とは？】

年間登録料として6千円（月あたり500円）を「山ゆり交通事業運営委員会」に支払っていただくと、運営委員会から「サポーター登録証」をお渡しいたします。

コミュニティバス「山ゆり号」の乗車時に「サポーター登録証」を提示すると大人運賃300円から**50円割引**で利用できます。

高齢者等の割引と併用することにより、**150円割引**でご利用することも可能です。（150円で乗車可能!!!）

※積み立てられた登録料については、「山ゆり号」の運行経費の補填などに利用いたします。

★申請書に必要事項を記入し「山ゆり交通事業運営委員会」に提出★
運営委員会に連絡していただくと、担当者がご自宅まで申請書を取りに伺います！

サポーター登録証の交付までは数日かかります

★「山ゆり号」サポーター登録証の交付★
運営委員会の担当者が、ご自宅までサポーター登録証をお届けにあがります！
※お届けの際には、登録料をご用意ください！（領収証の発行もいたします）

有効期限は3月31日までとなります

★「山ゆり号」サポーター登録証の利用★
「山ゆり号」利用の際、運転手にサポーター登録証を提示してください。
1回の乗車ごとに50円引でご利用できます！



運行開始年度を除き、サポーター登録証の発行は、年度単位（4月1日から翌年の3月31日）となります！
年度末になりましたら、運営委員会が、次年度分のサポーター証のお届けと登録料の徴収に伺います！

コミュニティバス「山ゆり号」
サポーター登録証 大人50円引

高石団地前～百合ヶ丘駅～スーパー三和前

24見本31 まで

高石百合子 様 70才 女※貸与・譲渡・複製禁止

[発行年月日：平成23年9月1日]

No. _____ 山ゆり交通事業運営委員会

※デザインについては変更になる場合があります

サポーター登録料（「山ゆり号」利用時）

4月登録	6,000円	10月登録	3,000円
5月登録	5,500円	11月登録	2,500円
6月登録	5,000円	12月登録	2,000円
7月登録	4,500円	1月登録	1,500円
8月登録	4,000円	2月登録	1,000円
9月登録	3,500円	3月登録	500円

月あたり500円の登録料になります。

1回乗車で50円引なので、5往復以上
利用していただくと大変お得です！！



3. 新たな収入に関する議論のポイント

- **利用促進の拡充について**

- **取り組み内容に関する意見**
- **新たな利用促進に関する提案**

- **新たな収入について**

- **どのような収入が考えられるのか？**
- **誰が主体となって進めるのか？**
- **いつ、どのように実施するのか？**